

最高人民法院



- 名称： 国際知的財産保護フォーラム  
International Intellectual Property Protection Forum “IIPPF”
- 設立： 2002年4月16日
- 目的： IIPPF は、模倣品・海賊版等の海外における知的財産侵害問題の解決に意欲を有する日本の企業・団体が業種横断的に集まり、産業界の意見を集約するとともに、日本国政府との連携を強化しつつ、国内外の政府機関等に対し、一致協力して行動し知的財産保護の促進に資することを目的として、発足した団体です。  
これまで、貴国に対しては、知的財産保護強化のための協力事業を推進すると共に、貴国の知的財産保護強化のための制度・運用の改善に関する建設的な意見交換を2002年から実施しています。
- ホームページ： [www.iipf.jp](http://www.iipf.jp)
- 事務局： 日本貿易振興機構(JETRO)  
知的財産保護官民合同訪中代表団に関する連絡先： JETRO 北京センター知的財産権部  
TEL: 6528-2781  
FAX: 6528-2782

2006年6月

最高人民法院 御中

国際知的財産保護フォーラム  
座長 宗国 旨英

知的財産侵害品対策に関する建議書

拝啓 新春の候、時下ますますご清祥の段、お喜び申し上げます。

私ども国際知的財産保護フォーラム（以下、IIPPF）は過去に三回（2002年12月、2004年5月、2005年4月及び6月）、貴法院を訪問させて頂き、知的財産侵害品対策に関する建設的な対話をさせて頂きました。まず、このような対話を継続させて頂きましたことに深く感謝を申し上げます。

貴国におかれては、「2006年における中国の知的財産保護に関する行動計画」及び、「知的財産権保護行動要綱（2006-2007年）」を策定されるなど、知的財産を重視した貴国の姿勢を歓迎致します。

IIPPFでは、2005年から、「協調と支援」という方針を明確に打ち出し、日中両国が相互に協力して双方懸案の問題を改善して行くという方向に歩みだしております。実際に、昨年度より日本と中国の関係部局との間で、いくつかの協力事業が進行及び実現しております。

また、IIPPFは、貴法院に対し、今までにいくつかの建議事項を提案して来ましたが、2004年12月に「最高人民法院最高人民検察院による知的財産権侵害における刑事事件の処理についての具体的な法律適用に関する若干問題の解釈」が施行され、その成果として、刑事事件としての取締が増加したと伺っております。また、この度、商品形態の保護や、商標に類似する商号の問題解決を含む反不正当竞争法の改正が検討されているとのことであり、IIPPFはこの法改正に大いに期待をしております。

さて、今回ご検討頂きたい建議事項は、昨年11月にIIPPF会員企業及び団体（全169メンバー）に対して実施致しましたアンケート等に基づいたものとなっております。

優先的建議事項としまして（1）「最高人民法院最高人民検察院による知的財産権侵害における刑事事件の処理についての具体的な法律適用に関する若干問題の解釈」の改善、（2）刑事罰の対象となる類型の拡大、（3）罰金額の明記、（4）ミュージックTV（MTV）著作権に係る民事紛争事件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈案への提言（5）法改正におけるお力添えのお願い、をとり上げさせていただいており、本建議内容を私どもと貴法院にて前向きに対応していきたいと考えております。

貴法院が今回のIIPPFの訪問を受け入れて頂いた事に御礼を申し上げますと共に、本建議が貴国の知的財産保護問題の改善に寄与できることを切に願っております。

敬具

## 目次

### 第一 今回の優先的建議事項

### 第二 その他の建議事項

#### 第一 今回の優先的建議事項

今回は、日本企業にとって、現段階で特に喫緊の課題である以下の 5 点を優先的建議事項としております。

これらの建議事項は、正当に事業を行ない、重要な知的財産権を保有している中国企業にとっても有効であり、中国及び中国の産業界の保護・発展に資するものであると考えております。

1. 2004 年 12 月 22 日施行の「最高人民法院最高人民検察院による知的財産権侵害における刑事事件の処理についての具体的な法律適用に関する若干問題の解釈」に対する改善
2. 刑事罰の対象となる類型の拡大
3. 罰金額の明記
4. ミュージック TV (MTV) 著作権に係る民事紛争事件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈案への提言
5. 法改正におけるお力添えのお願い

#### 優先的建議事項 1. 「最高人民法院最高人民検察院による知的財産権侵害における刑事事件の処理についての具体的な法律適用に関する若干問題の解釈」に対する改善

- (1) 旧基準より高く設定されている定罪・量刑基準について
- (2) 不法経営金額の計算について
- (3) 個人と法人で異なる定罪・量刑基準を適用することについて
- (4) 悪質な知的財産侵害を繰り返す行為の抑止について

#### (1) 旧基準より高く設定されている定罪・量刑基準について

上記の司法解釈において商標権侵害や著作権侵害の多くの場合で、その定罪・量刑基準が引き下げられていることなど、様々な改善がなされており、感謝申し上げます。しかしながら、以下に指摘する項目については、以前定められていた「最高人民検察院、公安部経済犯罪事件の刑事訴追基準に関する規定」に定められていた刑事訴追基準よりもその定罪・量刑基準が高く設定されており、改善をお願い致します。

- ・ 法人及び個人に適用される、偽造標章販売罪の違法所得金額（上記司法解釈第 3 条）
- ・ 法人に適用される、偽造標章販売罪の標識販売点数（上記司法解釈第 3 条）
- ・ 法人に適用される、専利詐称表示罪における違法所得金額及び経済的損失（上記司法解釈第 4 条）
- ・ 法人に適用される、営業秘密侵害罪における経済的損失（上記司法解釈第 7 条）

「2006年における中国の知的財産保護に関する行動計画」において、「最高人民法院最高人民検察院による知的財産権侵害における刑事事件の処理についての具体的な法律適用に関する若干問題の解釈」の施行1年後の状況調査により、事件処理中に出現した問題、特に、不法経営金額の計算、組織犯罪、度重なる虚偽表示などの問題について、明確あるいはより進んだ解釈をする」と記載されている点について、以下のとおり、建議します。

#### (2) 不法経営金額の計算について

上記の司法解釈第12条において、「販売した権利侵害品の価値については、実際の販売価格に依って計算する。製造、貯蔵、運輸及び犯罪されていない権利侵害製品の価値については、表示価格又は精査した権利侵害製品の実際の販売平均価値によって計算する。権利侵害製品の表示価格がなく、又は実際販売価格の精査が出来ない場合、権利侵害される製品における市場の中間価格に依って計算する。」とされています。

一般的に、知的財産侵害者は領収書を発行せず、販売記録も残さない場合が多く、実際の知的財産侵害品の価格は知的財産侵害者以外誰も知らないという状態です。

結果として、偽物の販売価格が非常に安く申告されたために、定罪・量刑基準を満たさなかったことが度々発生しています。

したがって、不法経営金額が、知的財産侵害者の一方的な申告に基づくものでなく、客観的に評価できるようにしていただきたい。

#### (3) 個人と法人で異なる定罪・量刑基準を適用することについて

上記の司法解釈の第15条において、「事業者が刑法第213条から第219条に規定される行為を実施する場合には、本解釈に規定される相応的な個人犯罪の三倍を基準として、罪を定め、刑を決める」とされています。

一方、法人による知的財産侵害行為が多発している現状に鑑み、個人と法人の区別無く同じ定罪・量刑基準を適用するようにしていただきたい。

#### (4) 悪質な知的財産侵害を繰り返す行為の抑止について

上記の司法解釈の施行以後、刑事罰に処される案件数が増加しているとの報告もある一方で、2005年11月に実施したアンケート調査の結果によれば、知的財産侵害事件が小口化し、刑事訴追を逃れようとする巧妙な手口が発生しているとの結果が出ています。

またIIPPFが2005年に行ったアンケートによれば、知的財産侵害行為による被害を受けた企業のうち、75%強が、摘発を実施した後も同一業者からの「繰り返しの知的財産侵害行為」の被害を受けており、その中には、3回、4回のケースも珍しくないとの結果となっており、行政罰・刑事罰の強化を含めた繰り返しの知的財産侵害行為に対する規制の必要性が高まっていますので、是非とも対応をお願い致します。

具体的には、上記司法解釈第12条は、行政処罰または刑事処罰を受けていない行為は累計できる旨の規定があり、この規定が繰り返しの知的財産侵害行為防止への一定の効果はあるとは考えられるものの、従来の司法解釈には規定されていた行政処罰を二回以上受けている場合は刑事訴追の対象となるという規定が削除されてしまったため、日本企業からは規制が弱くなるとの不安の声も出ております。

刑事罰による抑止力を高めて知的財産侵害事件を減少すべく、侵害行為による金額が3

年以下の懲役等となる定罪・量刑基準に達しない場合であっても、一度刑事罰を受けた後又は複数回の行政罰を既に受けた後に、再度知的財産侵害行為を行った場合には、刑事罰の対象としていただくようお願い致します。

ここで、我々の主張は、過去に行政処罰の対象となった行為に対して、さらに、刑事罰の対象とすることを求めるものではありません。

刑事訴追基準を満たさない程度の知的財産権侵害行為を繰り返し行い、行政処罰を繰り返し受けている者については、もはや、行政処罰による再犯抑止効果を期待しえないことが明らかであるので、一定回数 of 知的財産権侵害行為を繰り返した者については、さらに、その後 to 知的財産権侵害行為を犯した場合には、たとえ当該行為が不法経営金額等の刑事訴追基準を満たしていない場合であっても、さらなる再犯の防止の観点から、当該行為について、刑事罰の対象とすることを求めるものであります。

## 優先的建議事項 2. 刑事罰の対象となる類型の拡大

- (1) 刑事罰の対象となる不正競争行為の類型を拡大していただきたい。
- (2) 類似商標による商標権侵害行為を刑事罰の対象に追加していただきたい。

- (1) 刑事罰の対象となる不正競争行為の類型を拡大していただきたい。

中国では不正競争行為に対する刑事罰の対象は、営業秘密侵害に限られており、反不正競争法第 5 条で規制している、他人の周知商品との混同惹起行為などは、刑事罰の対象となっておりません。このような不正競争行為は、消費者の混同を引き起こすものであり、中国の市場経済秩序を破壊するものです。つきましては、反不正競争法第 5 条違反の行為も刑事罰の対象に追加していただくよう、お願い致します。

また、中国では、他人の商品形態を無断で使用する行為が不正競争の類型に含まれていませんが、2005 年 11 月に実施したアンケート調査の結果によれば、55.2%の会社が他人の商品形態を無断で使用することを規制する制度がないため適切な対処ができなかったとし、65.5%の会社が制度改善の必要性を感じております。

貴国では既に、この商品形態の保護に関する反不正競争法の改正が検討されているとのことです。日本企業としてはたいへん期待しているところであり、他人の商品形態を無断で使用する行為を不正競争の類型に含めていただくとともに、刑事罰の対象としていただくようお願い致します。

- (2) 類似商標による商標権侵害行為を刑事罰の対象に追加していただきたい。

刑法第 213 条において、登録商標冒用罪の要件として「同一種類の商品にその登録商標と同一の商標を使用し」とされており、登録商標専用権の侵害行為に該当する類似商標を使用する行為が登録商標冒用罪の対象となっておりません。

確かに、「最高人民法院最高人民検察院による知的財産権侵害における刑事事件の処理に

「**「具体的な法律適用に関する若干問題の解釈」**」の第 8 条において、同一商標には被詐称登録商標と視覚上、根本的に区別がなく、公衆に商標の誤認を生じさせるのに十分である商標も含まれる旨が規定され、若干ながら同一商標の定義が広げられているとすることができます。

しかし、現実には同一商標とはいえないような様々な類似商標が付された商標権侵害品が製造、販売されています。

知的財産侵害品製造・販売業者が類似商標であれば刑事罰を課せられないとの認識のもとに商標権侵害品を製造・販売し続ける恐れも有り、刑事罰による抑止効果を期待します。

上述の 2005 年 11 月に実施したアンケート調査の結果でも、類似商標による商標権侵害行為も刑事罰の対象に含めて欲しい旨の要望が出ており、また、同アンケートによれば、商標権侵害による被害を受けた企業のうち、78%が、類似商標の商標権侵害品の被害を受けており、その中の 47%の企業が類似商標の商標権侵害品が増加傾向にあるとの回答をしています。

こういった同一でない類似商標による商品であっても、消費者の混同を引き起こし、消費者に被害を与え中国の市場経済秩序を破壊しております。

また、日本を始め、例えば、韓国、ドイツ等の多くの国で既に類似商標が刑事罰の対象となっております。

したがって、類似商標の不正使用に対しても刑事罰の対象となるようお願いいたします。

### 優先的建議事項 3. 罰金額の明記

罰金刑の金額を刑法等に明記して頂きたい。

刑法の知的財産権侵害罪（刑法第二編第 3 章第 7 節）の各条項や「最高人民法院最高人民検察院による知的財産権侵害における刑事事件の処理についての具体的な法律適用に関する若干問題の解釈」に罰金刑の金額が規定されておられません。

罰金額の明示によって侵害の抑止効果も期待されるものと思料いたしますので、刑法等に明記して頂きたいと考えます。

### 優先的建議事項 4. ミュージック TV (MTV) 著作権に係る民事紛争事件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈案への提言

- (1) 第一条：MTV の定義
- (2) 第二条：著作権法 47 条 1 款に基づく法的責任
- (3) 第三条：著作権の侵害主体
- (4) 第四条：作者の権利
- (5) 第五条：作品の流行度

- (1) 音声と画像が一体化利用されていても、それぞれが単に幾通りものパターンで組み合わせられているに過ぎず、同調されていない利用形態もあり、MTVの定義付けをより明確にすべきと思料いたします。
- (2) 第三条と共に侵害行為によって負うべき法的責任が民事責任に限定されていますが、状況に応じて刑事責任も負うべきと思料いたします。また、利用方法としては、「複製、発行、上映」以外に、放送やネットワーク伝達も想定しようと思われれます。
- (3) 第三条の場合、利用方法としては、「複製、発行、上映」以外に、ネットワーク伝達も想定しようと思われれます。また、本条前段の侵害主体はMTV制作者と思われれますが、後段で言う営利的上映による侵害主体は、MTV制作者なのか、或いは第四条でいうように「他人」（カラオケ店主等を含む）なのか不明です。
- (4) 草案によると、音楽の著作権者は、(i)MTV制作者との間に使用や報酬について約定があり、(ii)他人によるMTVの複製、発行、上映により新たに報酬に争いが生じたときに(iii)当該他人でなく、MTV制作者に対して権利主張できる、に過ぎません。このため政府には、映画の著作物の利用における著作者の報酬等について、著作者が制作者との間で締結する契約で明瞭に定めるよう適切な指導を行う必要があるものと思料いたします。但し、こうした状況は、著作者の権利保護の観点からは決して望ましいことではなく、映画の著作物の利用について、著作者にも許諾権を認めることによって、初めて著作者の正当な権利の保護に資することができることを付言させていただきます。
- (5) 作品の流行度は、調査対象や方法、時期、場所等によって変動要因があり、賠償額の算定要素には馴染まないと思われれます。

#### 優先的建議事項 5. 法改正におけるお力添えのお願い

- (1) 「反不正当竞争法」における他人の商品形態を無断で使用する行為を禁止する規定の追加
- (2) 専利法における新規性阻害要因に外国での公然実施を加えていただきたい。
- (3) 「知的財産権海関保護条例」における改善

- (1) 「反不正当竞争法」における他人の商品形態を無断で使用する行為を禁止する規定の追加

2004年11月に貴院の民事第3庭において、反不正当竞争法改正に対して指導的文献を作成、公表していただいております。貴国の対応を歓迎いたします。

反不正当竞争法に、他人の商品形態を無断で使用する行為を禁止する規定を加えることは、当方の最大関心事項であります。

なお、2002年、2003年、そして2005年11月に実施したアンケート調査の結果でも、



他人の商品形態を無断で使用する行為の問題は一貫して最も関心のある問題の一つであり、2005年11月に実施したアンケート調査の結果によれば、55.2%の会社が他人の商品形態を無断で使用することを規制する制度がないため適切な対処ができなかったとし、65.5%の会社が制度改善の必要性を感じております。

貴国では既に、この商品形態の保護に関する反不正当竞争法の改正が検討されているとのことであり、日本企業としては大変期待しております。

1. 反不正当竞争法に、他人の周知な商品形態を無断で使用して、他人の商品であるとの混同をもたらし、公衆を誤認させる行為を禁止する規定を設けていただきたい。

商品の形態は、もともとその商品の機能又は美観等の観点から選択されるものでありますが、たとえば独特の形状によるアピール効果、大量販売や宣伝活動の事実などが重なると、そのような第一次的意義を超えて、その形態自体が自他識別機能又は出所表示機能という第二次的機能を獲得することがあり、こうした場合には、その商品の形態自体が商品表示であると認定すべきものであります。

したがって、現在の反不正当竞争法第5条第2項において、名称、包装、外装に加え、商品の形態も保護の対象に加えていただきたい。

2. 反不正当竞争法に、他人の製品開発の成果物としての商品形態を、その投資が回収される前に使用する行為を禁止する規定を設けていただきたい。

他人の商品のデザインをそのまま使用する行為は、個別の知的財産権の有無にかかわらず、他人が資金、労力を投下した成果を他に選択肢があるにもかかわらずことさらに完全に再現して、何らの改変を加えることなく自らの商品として市場に提供し、その他人の成果を利用する行為であって、競争上、不正な行為として位置づける必要があるものです。そのため、日本のみならず米国、韓国、ドイツ、スイス等において商品形態は法制により保護されております。

特に、近年の複写・複製技術の発達、流通機構の発達等により、他人が開発に資金、労力を投下した成果の横奪がきわめて容易に行いうる状況となっており、横奪者は商品化のためのコストやリスクを大幅に軽減することができる一方で、先行者の市場先行のメリットは著しく減少し、横奪者と先行者の間には競業上著しい不公平が生じ、個性的な商品開発、市場開拓への意欲が阻害されることとなっています。

この点については、確かに、意匠権、商標権による保護に依るべきとも考えられますが、登録までの期間を考えると、ライフサイクルの短い商品に対しては、必ずしも十分な保護を受けることが出来ません。

なお、機能に由来する形態やありふれた形態までも保護の対象とすることを要望するものではありません。

本制度を導入することは、社会主義市場経済の健全な発展を保証し、公正な競争を奨励及び保護し、不正な競争行為を禁止し、事業者及び消費者の合法的な権益を保護するという反不正競争法の目的に合致するものです。

この問題は、日本企業というよりもむしろ市場開拓をになう現地中国企業に対する問題であって、産業振興の大前提として考えられるべき事項です。

よって、他人の製品開発の成果物としての商品形態を、その投資が回収される前に使用する行為を反不正競争法により取り締まるべく、改正案に加えて頂けますよう建議いたします。

(2) 専利法における新規性阻害要因に外国での公然実施を加えていただきたい。

現行「専利法」第 22 条は、特許及び実用新案の新規性阻害要因として、文献公知は世界主義を採用していますが、文献以外の公用は国内主義を採用しています。同様に、「専利法」第 23 条は、意匠の新規性阻害要因として、文献公知は世界主義を採用していますが、文献以外の公用は国内主義を採用しています。その結果、具体的には、外国での公然実施及びインターネット上での公開は、新規性阻害要因と認められていません。

これまでも改善の要望を提出してきましたが、2005 年 11 月に実施したアンケート調査の結果でも、全 106 回答中 60 件 (55%) が上記の現行「専利法」第 22 条の改善を要望しており、特許・実用新案権の制度・運用に関して優先的に取り組むべき施策の第 1 位にあげられています。「専利法」第 23 条の改善についても、意匠権の制度・運用に関して優先的に取り組むべき施策の第 2 位にあげられています。

具体的には、インターネットなど非文献的手段で他社の製品技術などを知った者が自分を発明者であるとして特許・実用新案出願していた事例や、既に日本国内で製品化をしていたが、貴国に特許出願していなかった製品と同じ構造やデザインが貴国国内の第三者によって実用新案・意匠出願されていたという事例が報告されています。

ビジネスのグローバル化と IT 化が進むなかで、貴国においても同様の要望があるものと思います。

2005 年 3 月に公表された「第三次専利法改正の研究課題ガイダンス」においては、出版物による現有技術と、公知公用の現有技術について「現在、専利法の国際的調整の趨勢では 2 つのタイプの現有技術についてどちらも絶対新規性の基準を採用している。中国の現行の専利法では、新規性の基準の定義方式も世界で一般的に採用されている定義方式とは異なっている。中国専利法の新規性基準についての表現方法を変更するべきかといった問題を考慮する必要がある。」として、その必要性を十分に認識頂いております。

欧州各国の他、シンガポール、インドネシア、インド、オーストラリア、メキシコ、アルゼンチン、ブラジル等で、世界公知・公用主義が採用されており、是非とも、第 3 次専利法改正で新規性判断において、「外国での公然実施、その他の方式で公衆に知られたことがない」という要件を加え、世界主義を採用するようお願いいたします。

(3) 「知的財産権海関保護条例」における改善

「知的財産権海関保護条例」第 2 条では、税関における侵害品の取締りに関して、商標

権、著作権及び専利権を含む知的財産権に対して保護するものでありますが「反不正競争法」に違反する物品については保護の対象となっておりませんので、是非追加をさせていただくよう建議いたします。

最近の知的財産侵害品は手口が巧妙化してきており、登録商標権、意匠権を巧妙に回避した、しかも極めて類似する反不正競争法に違反する不正商品が出回り、消費者が混同して購入している事が多々あります。この様な不正商品を水際で差し止める為にも、反不正競争法、特にその第 5 条を、貴国の海関保護条例の第 2 条に規定する保護対象に追加をしていただきたい。

わが国も、昨年関税定率法第 21 条に規定する保護対象に追加する法改正を行い、本年 3 月より施行しておりますので、貴国も早急に対応を取って頂きたい。

また、「知的財産権海関保護条例」には、権利者は海関による書面通知の送達日より 3 営業日以内に権利侵害疑義貨物差押えの書面による申請を提出し、且つ担保を提供しなければ、権利侵害疑義貨物の差押えができないと規定されています。

しかし、海外企業にとって、中国本土に現地法人をもつ企業が一部にとどまっている現状において、3 営業日以内に真贋鑑定や送金などの対応をするのは極めて困難です。特に、税関から現場鑑定を要請される場合は、現地に鑑定人を派遣しなければならず、更に時間を要します。

中国の広大な国土を考えると、この問題は、海外企業のみならず、中国企業についても同様に存在すると考えます。

海関の努力により権利侵害疑義貨物が見つかったにも関わらず、また、権利者に対応の意思があるにも関わらず、鑑定期限の制限により通関が許可されてしまう現状は、貴国にとってもその成果を自ら放棄することとなり、決して好ましいことではありません。

鑑定期間を一律に長期化することについては、輸出入を停滞させるという悪影響も懸念される場所ですので、権利侵害疑義貨物発見時の権利者の対応期限を原則 3 営業日とし、事情に応じ期限の延長が可となるよう法改正をご検討していただきたい。

なお、2006 年 4 月に実務レベルミッションが訪問した際に、海関総署にて、海関総署が各税関に通達を出し、事前に代理人等と連絡を取って疑義物品の疑いが非常に大きいという回答を受けてから正式に権利者に通知をするという運用を実施している旨発言があり、引き続きこのような運用を実施して頂くとともに、法律等に明示して頂きますよう、お願い申し上げます。

## 第二 その他の建議事項

### 建議 1

損害賠償額の認定において、違反抑止効果が十分に生じるように、賠償額の認定を引き上げるようにしていただきたい。また、その前提として、損害に関する事実を正確に把握するよう努めていただきたい。

いわゆる海賊版(広義)には、権利者の許諾を受けずに製造された CD や DVD 等の OVER PRODUCT(超量複製)が含まれます。この OVER PRODUCT は正規品の製造工場において製造されるため、権利者が許諾を与えた数量の範囲内の正規品と区別して立証することが極めて困難です。また、ネットワーク上の違法サイトに対する損害賠償についても、侵害行為や決済がネットワーク上で行われるため、権利者がサイト運営者のダウンロード収入やダウンロード回数等を立証することが困難です。こうしたケースでは著作権法第 48 条 2 款の適用が期待されますが、現行法では人民法院が状況に応じて 50 万元以下の賠償を命じるとの上限金額が設定されています。この上限金額についての見直しにつきまして関連部門と共にご検討いただきたくお願い申し上げます。

### 建議 2

刑事罰としての罰金の認定額の高額化など罰則の認定を強化していただきたい。

2005 年 11 月に実施したアンケート調査の結果において、2005 年 11 月以前の 2 年間で自社の商標権を侵害した者に対する刑事罰が認定された会社は 9 社、31 件であり、2003 年のアンケートにおいて 2002 年 12 月～2003 年 8 月で自社の商標権を侵害した者に対する刑事罰が認定された会社 4 社、6 回より増加しているとの報告があり、刑事訴追が増加していることが裏付けられる。

しかしながら、罰金の増減に関して言えば、回答数の 66.7%が「罰金が減少した」と回答しており、罰金の減少傾向は今後課題となるおそれがあり、早い段階での対策が望まれます。

### 建議 3

専利権侵害訴訟の時効起算日を「知った日」のみに限定していただきたい。

専利法第 62 条 1 項において、専利権侵害訴訟の時効は、「侵害行為を知り又は知るべきであった日から 2 年」と規定されています。「知るべきであった」場合とは、「権利者が一般人として侵害者と侵害行為の存在を知るべき」状況を指すとされていますが、いつが知るべきであった日であるかは、個別事案によるところが大きく、権利行使の判断が不安定

になるという問題点が存在します。

また、広大な中国のどこかで侵害行為が発生した日を起算日とすることは、専利権者にとって著しく不利です。

したがって、起算日を「知った日」のみに限定していただきますようお願い致します。

#### 建議 4 侵害訴訟と無効審判との関係改善

意匠権について、権利者が「検索報告書」の作成を請求できる制度を設けるとともに、意匠権に関する侵害訴訟中に、当該意匠権の無効審判が請求された際に、実用新案権と同様に「検索報告書」を提出できる制度を設け、「検索報告書」に基づき無効審判において権利が維持される可能性が大きいと裁判官が判断した場合には、訴訟を中止しないようにしていただきたい。

また、制度導入にあたっては、何人であっても検索報告書を請求できるよう条文上明示していただきたい。

「最高人民法院・特許紛争案件の審理に法律を適用する問題に関する若干の規定」によれば、意匠権に関する侵害訴訟において、被告が答弁期間内に無効審判を請求した場合には、侵害訴訟は原則として中止されます。

しかし、被告がこの制度を悪用して訴訟を遅延させる目的で無効審判を請求するケースも見受けられ、訴訟が必要以上に長期化する原因ともなっています。意匠権は権利の存続期間が出願日から10年と短く、権利存続期間の後半で侵害訴訟を提起した場合、無効審判請求によって訴訟中止状態になったまま権利が消滅してしまうこともあります。

一方で、実用新案権に関する侵害訴訟においては、被告が答弁期間内に無効審判請求した場合でも、原告が提出した「検索報告書」に実用新案権の新規性、進歩性を喪失させる技術文献を発見しない場合には、裁判官の判断で侵害訴訟を中止しないことができます。

意匠権においては、権利者は「検索報告書」の作成を請求できる制度が無く、侵害訴訟を中止しないこととする手段が無いため、意匠権の侵害訴訟中に無効審判が請求されると訴訟が中止されてしまいます。

したがって、意匠権についても実用新案権と同様に権利者が「検索報告書」の作成を請求できる制度を設け、「検索報告書」に基づき無効審判においても権利が維持される可能性が大きいと裁判官が判断する場合には訴訟を中止しないようにしていただきたい。

また、制度導入にあたっては、何人であっても検索報告書を請求できるよう条文上明示していただきたい。

以上